

2020 年度事業計画書 (補正)

自 2020年 4月 1日
至 2021年 3月 31日

2020年度事業計画(各受講予定者数は更新・失効講習を除いては2019年度実績をベースに計上)

(SECOJ:公益財団法人 日本船員雇用促進センター、JSS:一般財団法人 全日本海員福祉センター)

事業別	実施内容	実施期間
1 継続事業 ①尾道海技大学校 体験活動(助成事業)	海事都市尾道推進事業「海の学校講座」	年間で3回実施予定 中止 (尾道海技大学校主催で1回実施予定)
②尾道海技大学校 六級海技士第一種養成講習 (航海・機関)	学科2. 5ヶ月、社船実習2ヵ月合計4. 5ヶ月を修了し、就職後、6ヵ月の乗船履歴で6級海技士航海又は6級海技士機関受験資格を得ることができる。(国家試験は筆記試験免除で身体検査のみ受験) 航海科:49名(本校39名、阿南分校10名) 機関科:39名 (合計88名)	自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日 (航海科:年間3回実施予定) (機関科:年間2回実施予定) ※機関科の1回は公益財団法人 日本船員雇用促進センター主催で実施
六級海技士第二種養成講習 (航海・機関)	① 総トン数5トン以上の船舶で10年以上の甲板部又は機関部の乗船履歴を有する者が3日間の講習を受講し、修了試験合格により6級海技士航海又は6級海技士機関受験資格を得ることができる。	自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日 (航海科:年間2回実施予定) (機関科:年間2回実施予定)
	② 総トン数5トン以上の船舶で5年以上10年未満の甲板部又は機関部の乗船履歴を有する者が6日間の講習を受講し、修了試験合格により6級海技士航海又は6級海技士機関受験資格を得ることができる。	自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日 (航海科:年間2回実施予定) (機関科:年間2回実施予定)
	③ 総トン数5トン以上の船舶で3年以上の甲板部又は機関部の乗船履歴を有する者が12日間の講習を受講し、修了試験合格により6級海技士航海又は6級海技士機関受験資格を得ることができる。 航海科:10名、機関科:8名(2名減) 六級海技士第二種養成合計:航海科10名、機関科8名(2名減)	自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日 (航海科:年間2回実施予定) (機関科:年間4回実施予定)
2 船舶職員関連資格講習 ①海技士講習	一般対象(筆記試験対策講習) [1] 一～六級海技士受験講習(短期特訓道場) ① 一～三級海技士(航海・機関) (一般18名(4名減)、JSS30名) ②四級海技士(航海・機関) (一般55名(10名減)、JSS20名) ③五級海技士(航海・機関) (一般60名(15名減)、JSS10名) ④六級海技士(航海・機関) (一般50名(10名減)) (短期特訓道場航海・機関合計243名(39名減)講習予定) [2] 三～五級海技士受験講習(長期講習) 三級海技士(航海・機関) (JSS10名) 四級海技士(航海・機関) (SECOJ10名) 五級海技士(航海・機関) (SECOJ10名) (長期講習航海・機関合計で30名講習予定) [3] 三～五級海技士(航海・機関)口述試験対策講習 (一般、JSS:三級10名、四・五級20名講習予定)	第1回 2020年-6月臨時試験(四～六級航海、機関) 中止 第2回 2020年 7月定期試験(一～三、五～六級航海、機関) 第3回 2020年 9月臨時試験(四～六級航海、機関) 第4回 2020年10月定期試験(一～六級航海、機関) 第5回 2020年11月臨時試験(四～六級航海、機関) 第6回 2021年 2月定期試験(一～六級航海、機関) 第7回 2021年 3月臨時試験(四～六級航海、機関) 第8回 2021年 4月定期試験(一～三級航海、機関) JSS対象(筆記試験対策講習) 第1回 2020年-6月臨時試験(四・五級航海、機関) 中止 第2回 2020年 7月定期試験(四級・五級航海、機関) 第3回 2020年10月定期試験(一～三級航海、機関) 第4回 2020年11月臨時試験(四級航海、機関) 第5回 2021年 3月臨時試験(四級航海、機関) 第6回 2021年 4月定期試験(一～三級航海、機関) SECOJ対象(筆記試験対策講習) 2020年 9月臨時試験(四級航海・機関) 2020年 9月臨時試験(五級航海・機関) JSS対象(口述試験対策講習) 第1回 2020年 4月定期試験 第2回 2020年 7月定期試験 第3回 2020年10月定期試験 第4回 2021年 2月定期試験

事業別	実施内容	実施期間
②電子通信移行講習	海技士(通信)を有する者が2, 3級海技士(電子通信)の学科試験を免除するための講習	
③海技免許講習	三級海技士(航海・機関)以下の試験に新たに合格した者、又は受験前に受講する講習。科目は、救命ター、航海英語、機関英語、上級航海英語、上級機関英語の8科目	2020年 4月定期試験前後実施 2020年 6月臨時試験前後実施 2020年 9月臨時試験前後実施 2020年10月定期試験前後実施 2020年11月臨時試験前後実施 2021年 2月定期試験前後実施 2021年 3月臨時試験前後実施
	各科目合計 1,100名(180名減)講習予定	
④甲種危険物取扱者学科講習	タンカーに乗り組む船長・機関長・一航士・一機士に要求される資格で座学を必要とする者の講習	
⑤危険物等取扱責任者資格更新講習	タンカー等に乗船する者が船員手帳の「証印」の効力を延長する時、乗船履歴がない場合に受講する講習	
3 受 託 研 修	三級海技士(航海・機関)の受験講習	本年度の開催はありません。
①主催者:(公財)日本船員雇用促進センター(SECOJ)	四～五級海技士(航海・機関)の受験講習	年間1回SECOJより委託のあった期間
	六級海技士(機関)第一種養成科 海技免許講習(救命、消火、レーダー観測者、レーダーARPAシミュレーター、航海英語、機関英語)	年間1回SECOJより委託のあった期間 年間1回SECOJより委託のあった期間
②主催者:(一財)全日本海員福祉センター(JSS)	三級海技士(航海・機関)の受験講習(長期) 一～五級海技士短期特訓道場(航海・機関) 三～五級海技士口述試験対策講習 一級小型、マリン整備士、潜水士技能研修 海技免許講習(上級航海英語、上級機関英語)	全日本海員組合の委託を受けた科目、回数、期間、並びに船員が必要とする技能資格講習を、適宜実施。
	各科目合計15名講習予定	2020年10月実施
4 委 託 講 習	第一級海上特殊無線技士講習 外国沿岸200海里内で、無線電話等により国際通信ができる資格。(レーダー級併用資格)	2020年12月実施
委託先:(公財)日本無線協会 中国支部	第二級海上特殊無線技士講習 日本近海の海域から、無線電話等を利用して国内通信を行うことができる資格。(レーダー級併用資格) いずれも必要に応じて地方事務所でも実施	第1回 2020年 6月実施 中止 第2回 2020年 9月実施 第3回 2020年12月実施 第4回 2021年 3月実施
	1級16名、2級70名(40名減)講習予定	
5 海技免状・操縦免許証更新・失効講習		
①更新講習 操縦免許証更新講習 海技士免状更新講習	5年毎に義務付けられた海技免状若しくは操縦免許証の更新のための講習会を各地で開催。 10, 300名予定(海技士・小型船舶操縦士の合計)	年間の計画に従って適宜実施
②失効再交付講習 操縦免許証失効講習 海技士免状失効講習	海技免状若しくは操縦免許証の有効期間5年間を超え、効力が失効した者を対象に行う講習。 765名予定(海技士・小型船舶操縦士の合計)	年間の計画に従って適宜実施
6 STCW条約第6章基本訓練	STCW条約2010年マニラ改正及び国土交通省海事局からの通達により、船舶という特殊環境で勤務するその職務の性質上、全ての船員に対し、「船体放棄等の非常時における海上での最小限の生存能力」(個々の生存技術)や「火災の危険を最小限にし、かつ、火災を含む非常事態の即応体制を維持する能力」(防火と消火)等について、5年毎に知識・理解及び能力の基準を維持していることを証明することとされた。これを受け、海事局通達では、船舶所有者に対して、これら一連の能力証明を船員毎に実施することが義務付けられ、現在の外航船員から、順次内航船員に受講が義務付けられることによる講習。 生存技術更新講習88名、消火更新講習88名予定	国土交通省に申請準備中。 認可が出次第それぞれ月1回実施予定。

事業別	実施内容	実施期間
7 小型船舶関連資格講習 ①小型船舶操縦士教習	登録教習課程(年間の計画に従って適宜実施) 一級小型船舶操縦士 150名(30名減)教習予定 一級小型船舶操縦士進級 75名(20名減)教習予定 二級小型船舶操縦士 540名(35名減)教習予定 特殊小型船舶操縦士 200名(20名減)教習予定	年間の計画に従って適宜実施
②小型旅客安全講習	小型旅客船、遊漁船などの船長になろうとする者に義務付けられている特定免許を得るための講習 120名講習予定	救命講習と同時に実施に加え、年間を通じて小型船舶操縦士講習の中で希望者に実施 (毎月1回実施)
③遊漁船業務主任者講習	遊漁船に乗船させなければならない遊漁船業務主任者を養成する講習 70名講習予定	本校と地方事務所で随時開催
④再教育講習	船舶職員及び小型船舶操縦者法により行政処分を課せられた小型船舶操縦者が処分の免除又は軽減を受けるための講習	受講者があれば実施
8 公開講座 1.マリン整備士講習 2.マリンエンジン整備士講習 3.マリン船体整備士講習	海洋リゾート施設のメンテナンス保守や海洋技術者として必要な各種資格講習を公開講座として実施 プレジャーボート用小型船舶の機関整備・船体整備等、小型船舶専門の技術者の養成。 17日間コース(年間 8名予定) 10日間コース(年間 3名予定) 7日間コース(年間 1名予定)	年間の計画に従って数回実施
4.マリンメンテナンス講座	プレジャーボート用小型船舶の機関整備・船体整備等、小型船舶専門の技術者の各々の専門分野を、必要に応じて教育指導する。1科目3日間 年間28人名予定	年間の計画に従って数回実施
5. マリン整備士通信教育コース	小型船舶の機関に関する専門技術者の通信教育による指導。 年間3名予定	毎月1日開講
6.潜水士受験講習 (国家試験対応講習) 7.救急再圧員特別教育講習 8.送気員特別教育講習	ダイビング等水中における作業等の安全の為の知識及び技術教育を目的として、潜水士・救急再圧員・送気員を養成する。 潜水士受験講習4日間コース(年間24名予定) 潜水士受験講習2日間コース(年間15名予定) 救急再圧員特別教育講習(年間13名予定) 送気員特別教育講習(年間16名予定)	定時講習:年間4回実施
9.ダイビング・インストラクター講習(開発コース) 10.ダイビング・インストラクター講習(検定コース) 11.ダイビング・インストラクタークロスオーバー講習 12.スクーバダイビング講習(他校学生) 13.オープンウォーター・ダイバー講習(在宅コース) 14.オープンウォーター・ダイバー講習(教室コース) 15.スペシャリティー・ダイバー講習(ツアー) 16.レスキュー・ダイバー講習 17.ダイブマスター講習	ダイバーの養成、インストラクターの養成、他団体のインストラクターより、MTESインストラクターへの移行講習。 オープンウォーター・ダイバー講習(年間2名実施予定) スクーバダイビング講習(弓削商船)(年間6名実施予定) インストラクター講習	年間の計画及び要請に応じて適宜実施
18.DAN酸素プロバイダー講習 19.DAN酸素インストラクター講習 20.DAN酸素プロバイダー更新講習 21.MFA BASICプラスコース講習 22.MFA BASICプラス更新講習 23.MFA BASICインストラクターコース講習	ダイバーの高気圧障害を予防するために必要なDAN酸素供給法や、心肺蘇生並びにけが、病気の初期対応ができるインストラクターの養成、自動体外除細動器の使用方を教育する 4名講習予定	年間の計画及び要請に応じて適宜実施

事業別	実施内容	実施期間
24.JLAベシックスアーフライフセーバー講習及び更新講習	水の事故防止という観点から、世界的に普及されている資格で、国際ライフセービング連盟(ILS)の日本支部、日本ライフセービング協会(JLA)がその認定を統括。	年間の計画及び要請に応じて適宜実施
25.レスキュークラフト講習	32名講習予定 水難救護の観点から、より速い救助を目的として、水上バイク(Personal Water Craft)を使用して、その救助方法を訓練するもので、特殊小型船舶操縦士免許の所持者を対象に、操船訓練をする。PWCのより高度な操船技術が必要なため、講習会にて訓練を行う。	年間の計画及び要請に応じて適宜実施
26.日本赤十字社の安全教育等	日赤の指導による救急救急員、水上安全法救助員及びその他の安全資格教育の実施。	年間の計画に従って数回実施
27.その他付帯事業	1.弓削商船高等専門学校非常勤講師派遣(海上交通法、商船セミナー) 2.香川県消防学校消防職員特別教育 3.産能大学夏季集中講義スクーパードイビング 4.一般社団法人 海洋共育センター事務局 受託 5.無料船員職業紹介事業(六級一種養成受講生未就職者) 6.受講生の宿泊施設として長江寮を年間を通じて運営	年間契約に基づき派遣 年間契約に基づき派遣 年間契約に基づき派遣 年間契約に基づき実施 六級海技士第一種養成修了生(未就職者)対象 年間を通じて運営